

上尾市市民後見人受任候補者の登録等に関する要領

令和7年3月3日
健康福祉部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、上尾市市民後見人制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民後見人 次に掲げる者をいう。

ア 第11条の規定による推薦を受けた者で、家庭裁判所が選任した後見人等

イ 法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、権利擁護サポーター、意思決定サポーターその他の「市民」の立場で地域の権利擁護に関わる者

(2) 後見人等 民法(明治29年法律第89号)に規定する成年後見人、保佐人及び補助人をいう。

(3) 後見等 後見人等として行う後見、保佐及び補助をいう

(4) 市民後見人受任候補者 第4条の規定により上尾市受任候補者名簿(以下「名簿」という。)に登録された者をいう。

(5) 中核機関 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの中核的役割を担う司令塔となる機関をいう。

(6) 支援調整会議 中核機関が主催し、中核機関職員及び成年後見制度に精通する専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等)で構成され、個別事案における成年後見制度利用の必要性および緊急性、後見人候補者の適否等について協議する場をいう。

(実施主体)

第3条 名簿に係る事務の実施主体は、上尾市とする。ただし、市長は、中核機関に管理の一部を委託できる。

(名簿登録の基準)

第4条 市長は、次のいずれにも該当する者を名簿に登録することができる。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学していること。
- (2) 市又は中核機関が実施する市民後見人養成講座の基礎研修及び実務研修（以下「養成講座研修」という。）を修了した者（市長がこれと同等と認める講座・研修を終了した者を含む。）であること。
- (3) 次条の規定による登録の申請の日が、養成講座研修課程の修了の日又は養成講座研修修了者を対象としたフォローアップ研修（市長がこれと同等と認める講座・研修を含む。）を修了した年度の翌年度末の範囲内であること。
- (4) 後見人等として選任された市民後見人として活動する意思を持ち、制度に関する基礎的な知識を有し、後見人等として活動を安定的かつ継続的に実行できる健康状態や生活状況にあること。
- (5) 中核機関及び社会福祉協議会等が行う成年後見制度に関する事業や日常生活自立支援事業に従事又は協力する意欲があること。
- (6) 宗教活動、政治活動又は営業活動を目的に含まないこと。
- (7) 市民後見人の活動として知り得た秘密を固く守ることができること。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第2条第2項に規定する成年被後見人等に該当する者であること。
 - イ 民法第847条各号のいずれかに該当する者であること。
 - ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者又は同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者であること。
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者であ

ること。

オ その他市民後見人の候補者として市長が不相当と認める者
であること

(名簿登録の申請)

第5条 後見人等として選任された市民後見人として活動することを希望する者は、上尾市市民後見人受任候補者名簿登録申請書兼登録票(様式第1号)をもって市長に申請しなければならない。

(登録の審査及び決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、必要な審査を行った上でその可否を決定し、その結果を、申請者に対し、名簿登録(終了)決定通知書兼登録証(様式第2号)により通知するものとする。

2 前項の規定による審査は、次に掲げる事項について総合的に評価し、行うものとする。

(1) 市又は中核機関が実施する養成講座研修(市長がこれと同等と認める講座・研修を含む。第11条第1項第4号において同じ。)の受講状況

(2) 中核機関が実施するフォローアップ研修の受講状況

(3) 名簿登録の抹消の有無及びその事情

(4) 市民後見人として活動する意思及び心身の状態

3 市長は、第1項の規定により名簿登録をした者について、当該名簿登録をした者に係る上尾市市民後見人候補者名簿登録申請書兼誓約書及び、上尾市市民後見人候補者名簿登録確認票兼名簿登録者の個人情報使用に関する同意書に記載された内容等を名簿に登録するものとする。

(登録の変更等)

第7条 名簿登録者は、前条第3項の記載事項に変更があったとき(次項各号に該当するときを除く。)又は次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに登録変更(終了)届書(様式第3号)を市長へ提出しなければならない。

(1) 名簿登録の意思がなくなったとき。

(2) 第4条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(名簿登録の終了)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する名簿登録者について、名簿の登録を終了するものとする。

- (1) 前条の登録終了届を提出した者
- (2) 第4条各号に規定する要件に該当しなくなった者
- (3) 第12条の規定を遵守しない者
- (4) 名簿登録者として不相当と認められる者

2 市長は、前項の規定により名簿の登録を終了したときは、名簿の登録を終了した者に、名簿登録決定（終了）通知書兼登録証（様式第2号）を送付するものとする。

(就任の支援)

第9条 市長は、名簿登録者に対し、後見人等の適正な業務の執行に必要な知識等の更なる習得に関する研修等を行い、後見人等への就任を支援する。

(名簿の提出)

第10条 市長は、必要に応じて、家庭裁判所に市民後見人候補者名簿を提出するものとする。

(受任の手続)

第11条 市長は、家庭裁判所に後見人等の選任候補者を推薦するときは、次の各号に掲げる事由を勘案し、登録者の中からその事案に係る後見等の業務を行うのにふさわしい者を選考するものとする。

- (1) 社会福祉法人等が実施する法人後見事業に基づく支援員の業務に従事した経験
- (2) 社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に基づく生活支援員の業務に従事した経験
- (3) 後見等の業務に従事した経験
- (4) 市又は中核機関が実施する養成講座研修の受講状況
- (5) 中核機関が実施するフォローアップ研修の受講状況
- (6) 市民後見人として活動する意思及び心身の状態

2 前項の規定による選考は、中核機関が実施する支援調整会議に諮

り、専門職からの意見を聞くことができる。

- 3 市長は、支援調整会議で選定された候補者に受任の意向の有無を打診し、個人情報保護に配慮しつつ、当該後見事案に関する情報を提示する。
- 4 名簿登録者は、前項の規定による打診を受けた場合は、受任意向回答書（様式第4号）により回答しなければならない。この場合において、名簿登録者は、市長からの打診を承諾した場合は、利益相反関係の判明、健康上の理由、生活状況の変化等の重大な事由が生じた場合以外で回答を取り下げることができない。
- 5 市長は、家庭裁判所に後見人等の選任候補者を推薦するときは、家庭裁判所の指定する様式等により行い、指定のない場合は推薦書（様式第5号）により行う。
- 6 名簿登録者は、家庭裁判所から後見人等に係る照会及び通知があった場合は、速やかに市に報告しなければならない。

（受任者の遵守事項）

第12条 前条の規定による推薦を受け、家庭裁判所に後見人等として選任された者（以下「受任者」という。）は、次に掲げる事項を遵守し、後見等の活動に従事しなければならない。

- (1) 受任している事案に係る成年被後見人等（成年被後見人、被保佐人及び被補助人をいう。以下同じ。）の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないこと。
- (2) 後見監督人、保佐監督人、補助監督人又は家庭裁判所の指示に従うこと。
- (3) 当該活動に従事している期間及び当該期間の終了後において、成年被後見人等又はその親族から財産の贈与、寄附又は借入れを受けてはならないこと。
- (4) 当該活動を遂行するための知識及び技能の維持向上を目的として、市及び中核機関等が実施する研修を受講しなければならないこと。

（遵守事項に違反した場合等の処置）

第13条 市長は、受任者が前条の規定を違反した場合は、上尾市受

任者違反事実報告書（様式第6号）により、その旨を家庭裁判所に報告するものとする。

（受任者の活動等の支援）

第14条 市長は、受任者として活動することとなった者に対し、必要な相談及び支援のための体制を整備し、その活動を支援するものとする。

（受任者の辞任）

第15条 受任者は、やむを得ない事情により家庭裁判所に後見人等の辞任を申し出るときは、上尾市市民後見人辞任届（様式第7号）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、家庭裁判所等と協議の上、必要な対応を行うものとする。

（法人後見実施法人への支援）

第16条 市長は、名簿登録者から予め同意を得ている場合、必要に応じて、社会福祉協議会及び法人後見を実施している法人に対して名簿登録者の情報を提供できるものとする。

2 前項における必要に応じてとは、法人後見支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員としての活動に関する案内を行う場合が該当する。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるが、専決的に健康福祉部長が定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。